

維持管理計画

1. 埋立作業管理計画

(1) 出来高管理

出来高管理は、埋立可能年数等の把握及びごみの処理計画など適正処理を進めていく上で必要な対応をとる場合に不可欠であり、また、跡地利用上の重要な要素となるため、これらを定期的に記録・整理する。

(2) 埋立地内施設維持管理

埋立地内には、浸出水集排水管設備、ガス抜き管、遮水シートが敷設されており、これらの施設を破損しないように十分に注意し、埋立作業にあたる。したがって、埋立作業にあたっては作業規定を設定し、その方法を埋立作業員に周知徹底させる。また、埋立地内施設を定期的に点検し、設備の損壊・破損が認められる場合は、廃棄物の搬入を中止するなど必要を措置を講ずる。

(3) 衛生・清掃・安全管理

最終処分場内においては、1日の作業の開始時及び終了時における点検及び清掃に努めるとともに定期的に周辺の状況の確認、点検、清掃を行う。また、場内の交通安全においては、場内の通行規制、速度制限の厳守、わかりやすい標識等を設置し、事故等の防止に努める。作業員の健康確保に留意し、安全衛生教育の徹底、定期健診の実施等を行う。

(4) 埋立作業情報管理

埋立作業に関わる情報は、廃棄物の適正な埋立のための管理資料をなるため、その記録を整理・保管する。したがって、埋立作業記録、覆土量等の記録を系統的に整理・保管する。

2. 搬入管理計画

(1) 搬入量の把握

既設の RDF 施設に設置されているトラックスケールにて、搬入量の把握を行うものとし、記録を系統的に整理・保管する。

(2) 性状把握

最終処分場機能の確保及び環境汚染防止のための埋立不適物の排除、埋立作業への反映のため、埋立てる廃棄物の性状を把握する。また、搬入された廃棄物については定期的に組成調査を行い、その記録を整理保管する。

3. 環境管理計画

(1) 浸出水、放流水のモニタリング

浸出水のモニタリングは、水質等について行う。採取場所は、浸出水集排水

設備の末端部集水ピットにて採取する。測定頻度は毎月 1 回とし、PH、BOD、COD、SS、窒素等の各項目について分析を行い、結果を記録保管する。

放流水については、総理府令による排水基準について 1 年 1 回以上とし、PH、BOD、COD、SS、窒素等の各項目については 1 月に 1 回以上行う。

(2) 地下水のモニタリング

地下水集排水管での地下水採取は深さ方向の拡散状況が不明確になるため埋立地周辺におけるモニタリング井戸を 2 箇所設置し、地下水の採取を行う。

(3) 発生ガス及び悪臭のモニタリング

発生ガス及び悪臭については、埋立てられた廃棄物の分解進行状況や周辺環境の保全の面から定期的に測定監視する。